

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 7 日

奈良県知事 山 下 真

1. 業務の概要

(1) 業務名

奈良県南部食材のテストマーケティング及び P R 業務

(2) 業務の目的

奈良県主体となって、奈良県南部地域の 5 村（野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村）（以下、「5 村」という）をモデルとして、地域の魅力ある食材や特産品等について奈良県内の飲食業関係者と食材生産者との意見交換、テストマーケティング及びプロモーションを行うことで、県南部の食材等への関心を高める。また、生産者と実需者の相互理解を促進し、実現性の高い取引条件を具体化することで、食材等の販路拡大につなげる。

(3) 業務内容

- ① 飲食店、小売店及び生産者のマッチングイベントの実施
- ② 飲食店でのテストマーケティング
- ③ 直売所等でのテストマーケティング
- ④ プロモーションコンテンツの作成

(4) 業務の仕様等

上記業務の仕様については、別途配布する「奈良県南部食材のテストマーケティング及び P R 業務説明書」(以下、「業務説明書」とする。)による。

(5) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 12 日（金）まで

(6) 委託上限額

7,905,900 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2. 参加資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、業務の趣旨を十分に理解し、円滑に遂行できる事業体で、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 奈良県における競争入札参加資格者名簿の営業種目 Q 5（公告・イベント業務）または Q 7（諸サービス）に登録されている者であること。なお、新たに入札資格を得ようとする者は、参加表明書の提出時まで資格者の登録申請を終えていることを条件とする。
- (2) 過去 10 年間（平成 28 年 4 月 1 日から公告日まで）に国または地方公共団体等が発注し、完了した食材のテストマーケティング業務または食材のプロモーション業務を実施した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (7) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (8) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人でないこと。
- (9) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (10) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (11) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書の提出期間中に所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4. 業務説明書の配布

- (1) 配布期間 令和8年9月7日（月）から令和8年9月16日（水）午後5時までの間に、下記担当部署または奈良県豊かな食と農の振興課ホームページから入手するものとする。ただし、担当部署における配布は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月31日奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。
- (2) 担当部署（書類の提出先および問い合わせ先）
奈良県 食農部
豊かな食と農の振興課 美味しい奈良・賑わいづくり推進係
T E L 0742-27-7401 / F A X 0742-26-6211
住 所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

5. 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和8年9月7日（月）から令和8年9月9日（水）の午後5時まで。ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。
- (2) 提出方法 質問内容をF A Xで提出し、電話にて送付した旨を連絡すること（審査の内

容に関係しない軽易な質問内容を除き、電話または口頭による質問は受け付けない。)

(3) 提出先 4 (2) の担当部署と同じ

(4) 回 答 令和8年9月11日(金)までに、質問に対する回答を奈良県豊かな食と農の振興課ホームページにおいて公表する。
※質問者への個別の回答は行わない。また、公表の際、質問者名は明示しない。

6. 参加表明書の提出

(1) 提出期間 令和8年9月16日(水)の午後5時まで

ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

(2) 提出先 4 (2) の担当部署と同じ

(3) 提出物および提出部数

- ・様式1-① 参加表明書…1部
- ・様式1-② 事業者概要…1部
- ・様式1-③ 本件業務と同種同類の業務を実施した実績に関する書面…1部
(業務実績がわかる資料を添付すること)

(4) 提出方法 持参または郵送。(郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。)

7. 企画提案書の提出を依頼する者の選定

参加表明書を提出した者のうち、参加資格を有する者について参加表明書を評価し、企画提案書の提出を依頼する者として選定する。

(1) 参加表明書を提出した者には、企画提案書の提出依頼または非選定の通知をする。

(2) 非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して7日(県の休日を除く)以内にその理由の説明を求めることができる。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(県の休日を除く)以内に書面により行う。

(4) 非選定理由の説明書請求の受付方法、場所及び受付期間は以下のとおりとする。

①受付方法 持参または郵送。(郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。)

②受付場所 4 (2) の担当部署と同じ

③受付期間 上記(2)のとおり。ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出期間 令和8年10月1日(木)の午後5時まで

ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

(2) 提出先 4 (2) の担当部署と同じ

(3) 提出物および提出部数

- ・様式2-① 企画提案書…1部
- ・様式2-② 業務に関する企画提案…正本1部、副本6部
- ・見積書(自由様式)…1部

業務全体に要する経費の内訳を記載した見積書を作成すること。

(4) 提出方法 持参または郵送。(郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。)

(5) 企画提案書の作成上の留意事項

- ①プロポーザルは業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。
- ②正本の右肩にのみ商号又は名称を記載し、副本には、提出者を特定することができる内容の記述(具体的な社名やロゴマーク等)を記載しないこと。記載がある場合はその項目を無効とする。
- ③企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法に拠るものとする。
- ④企画提案書の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ⑤提出された企画提案書は返却しない。また、企画提案書を無断で他に使用することはない。
- ⑥企画提案書がこの書面及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は、無効とする。
- ⑦企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

9. 企画提案書を特定するための評価基準

提案書の評価基準は別添1のとおり

10. プレゼンテーションの実施

提案者は提出した提案書に基づき、プレゼンテーションを実施し、質問に答えるものとする。プレゼンテーションの実施日、場所は以下のとおり

- (1) 実施日 令和8年10月7日(水)
- (2) 実施場所 奈良県庁の会議室。詳細は後日提案者に対して通知する。

11. 受託者の特定

企画提案書を評価基準により審査し、最も高い評価を得た事業者を受託者として特定する。選定結果は奈良県豊かな食と農の振興課ホームページにて公表する。

12. 特定、非特定の通知

- (1) 企画提案書を提出した者には、特定または非特定を通知する。
- (2) 非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して7日(県の休日を除く)以内にその理由の説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算し10日(県の休日を除く)以内に書面により行う。
- (4) 非特定理由の説明書請求の受付方法、場所及び受付期間は以下のとおりとする。
 - ①受付方法 持参または郵送。(郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。)
 - ②受付場所 4(2)と同じ。
 - ③受付期間 上記(2)のとおり。ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

13. 契約の締結

11により選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、10により順位付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

14. その他留意事項

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書を無効とする。
- (3) 企画提案書提出期限後における記載内容の変更（追加）は、原則として認めない。
- (4) 提出された企画提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出された企画提案書およびその複製は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (6) 企画提案書提出後であっても、随意契約の相手方として特定されるまでは、辞退することができる。また、辞退したことを理由として以後の特定等に不利益な取り扱いを受けるものではない。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (9) 本業務内容は、協議により一部変更することがある。
- (10) 本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要であると認めるときは、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (11) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱いは、次のとおりとする。
 - ①構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
 - ②本業務に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、そのすべて奈良県に帰属するものとする。
- (12) 本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注することとする。
 - ①奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
 - ②本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - (ア) 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - (イ) 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - (ウ) 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - (エ) 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - (オ) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
 - (カ) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護に関する法律施行条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うこと。